

多様な情報ツールを活用した情報発信業務委託
企画提案競技実施要領

1 目的

令和7年度に宮崎県（以下「県」という。）が実施する多様な情報ツールを活用した情報発信業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

多様な情報ツールを活用した情報発信業務委託仕様書による。

3 契約上限額 1, 177, 000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 参加資格要件

企画提案に参加できる者は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 本業務の実施に当たって、県の求めに応じて即時に対応できる体制を整えていること。
- (2) 宮崎県に本店又は営業所を置く者。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (6) 県税に未納がないこと。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| (1) 公告 | 令和7年 9月 12日 (金) |
| (2) 事前説明会参加申込書の提出締切 | 令和7年 9月 19日 (金) |
| (3) 事前説明会 (オンライン) | 令和7年 9月 24日 (水) 午後3時から |
| (4) 質問等の締切 | 令和7年 10月 1日 (水) 正午まで |
| (5) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和7年 10月 8日 (水) 午後5時まで |
| (6) 企画提案書の提出締切 | 令和7年 10月 15日 (水) 午後5時まで |
| (7) 審査結果の通知 | 令和7年 10月 22日 (水) までに |
| (8) 契約 | 令和7年 10月 29日 (水) 予定 |

8 企画提案競技の方法

(1) 事前説明会 (オンライン) の開催

日 時：令和7年9月 24日 (水) 午後3時から

開催方法：オンライン (Z o o m)

事前説明会に参加を希望する者は、事前説明会参加申込書 (別紙1) を提出すること。なお、説明会への参加は企画提案競技参加の必須条件ではない。

また、参加のための機器等は参加者自身で準備すること。

① 提出先

下記 13 を参照

② 提出期限

令和7年9月 19日 (金)

③ 提出方法

電子メール (提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡すること。)

(2) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書 (別紙2) を提出すること。

① 提出先

下記 13 を参照

② 提出期限

令和7年 10月 8日 (水) 午後5時

③ 提出方法

電子メール (提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡すること。)

(3) 企画書等の提出

① 企画提案書の内容

本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。

② 提出書類

ア 企画書（原本１部、写し６部）

- ・ 提出する企画案は１案のみとする。
- ・ 書式はＡ４判（一部Ａ３判を折り曲げて可）とし、ページ番号を記載する。
- ・ 仕様書に記載されていない独自の提案については、その内容が分かるようにタイトル等を工夫すること。
- ・ 以下(ア)から(オ)について必ず記載すること。

(ア) 企画提案書

(イ) 事業計画書

(ウ) 会社概要

(エ) スタッフ体制

(オ) 業務実績

イ 見積書及び見積明細書（原本１部、写し６部）

- ・ 見積書には積算内容を明記すること。様式は任意とする。
なお、積算内容には、本業務の履行に要する経費すべて盛り込むこと。
- ・ 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計額を明記すること。
- ・ 宛名は宮崎県知事とすること。

ウ 納税証明書（１部）

- ・ 原則として、参加申込を行った日から３か月以内のもの。写しても可。
ただし、提出は審査結果通知後でも可とする。

エ 誓約書（１部）

- ・ 別紙３により提出すること。

③ 提出先

下記 13 を参照

④ 提出期限

令和 7 年 10 月 15 日（水）午後 5 時

⑤ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(4) 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙 4）を提出すること。

① 提出先

下記 13 を参照

② 提出期限

令和7年10月1日（水）正午

③ 提出方法

電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡すること。）

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

(5) 審査項目

別添審査基準表のとおり

(6) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(7) 審査の通知

令和7年10月22日（水）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

9 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

(1) 当該手続の参加資格を満たさなくなった者。

(2) 企画提案書に虚偽の記載をした者。

(3) 2件以上の企画提案をした者。

(4) 提出期限までに提出書類を提出しなかった者。

(5) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影又は重要な文字の逸脱した又は不明な提案をした者。

(6) その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反した者。

10 契約の方法

(1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

(2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

11 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

12 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。

13 書類提出及び問合せ先

- (1) 住所 〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号
- (2) 担当 宮崎県教育庁教職員課人材育成担当
- (3) 連絡先 電 話 0985-26-7241
FAX 0985-28-2757
E-mail kyoiku-jinzaiikusei@pref.miyazaki.lg.jp